

(別添)

介護職員処遇改善交付金事業実施要領（案）

1 通則

介護職員処遇改善交付金事業は、当該都道府県に所在する支給要件を満たした介護事業者を承認し、承認された事業者（以下「対象事業者」という。）に対して、介護職員（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び基準」（平成11年厚生省令第37号）等に規定する訪問介護員等（サービス提供責任者含む。）及び介護職員（介護職員とみなして差し支えないこととされている者を含む。）をいう。以下同じ。）の賃金改善に充当するための交付金（以下実施要領において「交付金」という。）を支給すること等により、介護職員の処遇改善を図る。

2 交付金の仕組みと事業年度

(1) 交付金の仕組み

介護職員処遇改善交付金は、介護サービス提供に係る介護報酬に一定の率を乗じて得た額を、毎月の介護報酬と併せて概算交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき精算することとしている。

(2) 事業年度

交付金の事業年度は、当該年の5月から翌年の4月支払い分まで（12か月間）とし、その交付金の概算交付額の根拠となる介護サービスは、原則として、当該年の3月から翌年2月までに提供された介護サービスとなる。

ただし、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

(平成21年度の場合)

平成21年12月から平成22年4月の交付金支払い分まで（5か月間）

（原則として、平成21年10月から平成22年2月までに提供された介護サービス分）

(平成24年度の場合)

平成24年5月の交付金支払い分（1か月間）

（原則として、平成24年3月に提供された介護サービス分）

※ ただし、平成24年度については、介護報酬の月遅れ請求があった場合、当該請求に係る交付金の支給を最大2か月間対応することとし、平成24年6月及び7月の交付金支払い分も含めることとする。

3 交付金の支給要件

交付金を受けようとする事業者は、以下の支給要件を満たさなければならない。

- 一 平成21年10月から平成24年3月の間、別紙1の表1に掲げる介護サービス）を提供する見込みがあること。
- 二 4に定める計算式により算出された交付金見込額を上回る賃金改善（平成20

年10月から翌年3月までの期間における介護職員の賃金に対する改善をいう。
以下同じ。) が見込まれた計画を策定している。

三 賃金改善の実施期間及び方法等並びに賃金改善以外の処遇改善の内容を記載した別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、事業者の職員に対して当該計画書の内容についての周知を行った上で、都道府県あて提出している。

四 労働保険に加入している。

※ 平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課すこと（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等）のほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、交付金の額を減額することを予定している。

4 交付金見込額の計算

交付金見込額については、次の計算による。

介護報酬総額（※1）×交付率（※2）（一円未満の端数切り捨て）

※1 介護報酬総額（介護サービスの総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額をいう。平成21年9月サービス分以前の過誤調整分は含まない。以下同じ。）は、当該事業年度における交付金の概算交付額の根拠となる介護サービスの提供に係る見込額の総額を用いる。

※2 交付率については、別紙1の表1に定める率を用いる。

（補足事項）

※1については、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

交付金見込額は、都道府県ごとに計算するものとし、7に定める「介護職員処遇改善計画書」を複数の介護サービスを提供する事業所において一括作成する場合の交付金見込額の計算については、別紙1の表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された額（一円未満の端数切り捨て）を合算すること。

5 交付金の額

次の各号の額を比較していずれか少ない方の額とする。

- 一 事業者の申請に係る介護報酬総額に、別紙1のサービス区分ごとに定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときには、切り捨てとする。）
- 二 実際に介護職員の賃金の改善（当該改善に伴う法定福利費の事業主負担等及び交付金を原資として他都道府県の事業所又は施設（以下「事業所等」という。）（同一法人の事業所等に限る。）の介護職員の賃金改善に充当した額を含み、他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が概算交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善に充当した額を含まない。）に充てられた経費の実支出額の合計額

6 対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。

- 一 交付金を介護職員の賃金の改善（当該改善に伴う法定福利費の事業主負担等を含む。）以外の費用に充ててはならない。
- 二 交付金の趣旨に鑑み、交付金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。
- 三 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、精算の結果、過払いが発生した場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。
- 四 この交付金に係る支出と実際に賃金の改善に充てたことがわかる書類を作成し、これを実績報告後、5年間保管しなければならない。
- 五 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）を遵守しなければならない。

7 交付金の支給停止等

都道府県は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、既に支給された一部又は全部の交付金の返還を命じること若しくは期間を定めて交付金の支給停止を行うことができる。

- 一 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- 二 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合

8 介護職員処遇改善計画書の作成

交付金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則等（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も含む。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険料等の納入証明書、労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。

一 賃金改善の方法

ア 交付金見込額

4により算定された額

イ 賃金改善見込額

各事業者において当該事業年度における賃金改善に要する見込み額（総額）
でありアの額を上回る額

ウ 賃金改善を行う給与の項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

エ 交付金による賃金改善実施期間

賃金改善の期間は、事業者の選択により、当該年3月から翌年5月までの間

で、交付金支給月と同じ月数の連続する期間（その始期は概算交付の根拠となる介護サービス提供月以降であり、その終期は、事業年度における最終交付金の支払い月の翌月とする。また、期間が事業年度間で重複しないこと。以下同じ。）とする。

なお、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

（21年度）

事業者の選択により、平成21年10月から平成22年5月までの間で、交付金支給月と同じ月数の連続する期間

（24年度）

事業者の選択により、※平成24年3月から5月までの間で、交付金支給月と同じ月数の期間

才 賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

二 賃金改善以外の処遇改善事項

平成21年4月の介護報酬改定を踏まえて実施した（実施予定を含む。）処遇改善（賃金改善を除く。）について記載すること。

介護職員処遇改善計画書の作成は、必ずしも事業所等ごとの作成ではなく、事業者（法人）が一括で作成しても差し支えない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能とする。さらに、都道府県をまたがる事業者（法人）についても、一貫した処遇改善を可能とするため事業者単位での作成となるが、交付額の算定及び精算等を行うため、これらに関連した記載事項については、都道府県単位での記載が必要となる。

なお、複数の事業所の処遇改善計画書を一括して作成する場合には、当該計画書に記載された計画の対象となる事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

9 交付金の対象事業者としての承認申請

交付金を受けようとする事業者は、別紙様式3の承認申請書に、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」）を添えて、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）ごとに承認申請を行う。

ただし、処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合など、事業所等ごとの申請が実態にそぐわないときには、別紙様式4の承認申請書により、一括して取り扱っても差し支えない。

また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られなかった事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。

10 変更の届出

対象事業者は、承認申請時に提出した申請書及び計画書等に変更（次の各号のい

ずれかに該当する場合に限る。) があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- 一 会社法による吸收合併、新設合併等による処遇改善計画書作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの交付金の使用実績及び残額並びに承継後の交付金の取扱いに関する内容
- 二 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に関係する事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- 三 就業規則等を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

1.1 交付金の実績報告

対象事業者は、各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた別紙様式5の介護職員処遇改善実績報告書を提出することとする。その際、概算の交付額を精算した結果、実際に賃金改善（法定福利費の事業主負担等を含む。）に充当した交付金の総額が助成を受けた交付金の総額を下回る場合には、当該差額を返還する。

- 一 交付金の受給総額
- 二 交付金による賃金改善実施期間
- 三 第二号の期間における次の事項
 - ア 介護職員常勤換算数の総数
 - イ 介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 介護職員一人当たり賃金月額

四 実施した賃金改善の方法

「基本給を全職員平均で〇〇円改善した」等、具体的に記載する。

- 五 第四号の実施に要した費用の総額（法定福利費の事業主負担增加分含む。）
当該金額の記載に当たっては積算内訳を添付する。当該内訳については、6の第四号の書類を添付することで差し支えないものとしました、計算に当たっては、対象事業者の賃金改善方法等に応じた適切な方法による。
- 六 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）の介護職員の賃金改善の原資とした額
- 七 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が概算交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善の原資として充当した額
- 八 賃金改善所要額
次の計算式により算出された額
第五号の額＋第六号の額－第七号の額
- 九 賃金改善に使用しなかった交付金の総額（都道府県への返還額）
当該金額は、第一号の額から第八号の額を減じた額が一円以上の場合に記載すること。
- 十 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）

第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

12 その他

交付金を受けようとする対象事業者は、上記の他、以下の点に留意すること。

- 一 本交付金は、毎月、介護報酬総額が確定した段階で概算交付される。
- 二 交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国保連へ送付した請求情報に基づくこととなる。
- 三 複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、実績報告においても複数の事業所単位又は事業者単位での精算となる。
- 四 実施主体が交付金の支払いを国保連等に委託している場合には、委託先である国保連等から交付金が支払われる。

別紙 1

表 1 交付金対象サービス

サービス区分	交付率
・(介護予防) 訪問介護	4. 0 %
・夜間対応型訪問介護	
・(介護予防) 訪問入浴介護	1. 8 %
・(介護予防) 通所介護	1. 9 %
・(介護予防) 通所リハビリテーション	1. 7 %
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3. 0 %
・地域密着型特定施設入居者生活介護	
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	2. 9 %
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4. 2 %
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3. 9 %
・介護福祉施設サービス	2. 5 %
・地域密着型介護老人福祉施設	
・(介護予防) 短期入所生活介護	
・介護保健施設サービス	1. 5 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	
・介護療養施設サービス	1. 1 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	

表 2 交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
・(介護予防) 訪問看護 ・(介護予防) 訪問リハビリテーション ・(介護予防) 福祉用具貸与 ・(介護予防) 居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	0 %

別紙様式2

介護職員処遇改善計画書（平成●●年度申請用）

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ 名 称			
主たる事務所の所在地	〒 都・道 府・県			
	電話番号		FAX番号	
事業所等の名称	フリガナ 名 称			提供する サービス
事業所の所在地	〒 都・道 府・県			
	電話番号		FAX番号	

※ 事業所等情報については、複数の事業所等ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	平成●●年度交付金見込額（総額）	円
②	賃金改善所要見込額（総額）（ア＋イ－ウ）	円
ア	賃金改善をする見込額（総額）	円
イ	他都道府県事業所の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	円
ウ	アのうち他都道府県の事業所等が概算交付を受けた交付金を原資として改善する見込額	円

※ ②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。

賃金改善の方法について

③	賃金改善を行う給与項目	基本給・[]手当・[]手当、[]手当、賞与(一時金) その他()	円	
④	交付金による賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	円	
※ ④については平成21年度は平成21年10月～平成22年5月まで、平成22・23年度は当該年度の3月～翌年5月まで、平成24年度については平成24年3月～5月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は交付金の対象月数を超えてはならない。				
(5) 賃金改善を行う方法（一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額については現在の見込みかつ全体の平均であり、法定福利費等の増加額も含むため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致するものではない。）				
(任意記載事項) 平成20年10月～平成21年3月までの状況について記載されたい。				
⑥	介護職員賃金総額 (月額平均)	円	⑦ 一人当たり介護職員 賃金額（月額平均）	円

(2) 賃金改善以外の処遇改善について

平成21年4月以降に実施した（又は実施予定の）事項について必ず一つ以上に○をつけること。

処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備・非正規職員から正規職員への転換・短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の用件の明確化・休暇制度、労働時間等の改善・職員の増員による業務負担の軽減 その他()
教育・研修	人材育成環境の整備・資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他()
職場環境	出産、子育て支援の強化・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成・介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康管理面の強化・職員休憩室、喫煙スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実・業務省力化対策 その他()
その他	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (申請者)

印

(代表者名)

介護職員処遇改善計画書（都道府県内事業所等一覧表）

ページ数 総ページ数
/

別紙様式 3

平成●年●月●日

都道府県知事 ●● ●● 殿

(法人名)

(代表者)

印

平成●●年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書
(兼介護職員処遇改善交付金申請書)

介護サービス事業所「 ●●●●● 」(介護保険事業所番号)(サービス名)に係る介護職員処遇改善交付金の対象事業者としての承認がなされるよう、別添のとおり、処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)
- ・その他必要な書類(就業規則、給与規程、労働保険料等の納入証明書等)

※ なお、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・本交付金は、毎月、介護報酬請求をもって、介護報酬総額が確定した段階で概算交付されるものである。
- ・交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国民健康保険団体連合会へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・都道府県が国民健康保険団体連合会等へ交付金の支払いを委託している場合には、委託先から交付金が支払われるものである。

平成●年●月●日

都道府県知事 ●● ●● 殿

(法人名)

(代表者)

印

平成●●年度介護職員処遇改善交付金対象事業者の承認申請書
(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定の申請書)

別表の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善交付金の対象事業者としての承認（兼介護職員処遇改善交付金の支給決定）がなされるよう、別添のとおり、処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・介護職員処遇改善計画書（別紙様式 2）
- ・その他必要な書類（就業規則、給与規程、労働保険料等の納入証明書等）

※ なお、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・本交付金は、毎月、介護報酬請求をもって、介護報酬総額が確定した段階で概算交付されるものである。
- ・交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国民健康保険団体連合会へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、実績報告においても複数の事業所単位又は事業者単位での精算となる。
- ・都道府県が国民健康保険団体連合会等へ交付金の支払いを委託している場合には、委託先から交付金が支払われるものである。

別紙様式5

介護職員処遇改善実績報告書（平成●●年度）

都道府県知事 ●● ●● 殿

①	平成21年度分交付金受給総額	
②	交付金による賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
③	介護職員常勤換算数（②の期間の総数）	
④	介護職員に支給した賃金額（②の期間の総額）	円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額（④÷③）	円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	
⑦	⑥に要した費用の総額（法定福利費等含む）	円
⑧	他都道府県事業所の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	円
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が概算交付を受けた交付金を原資として改善した額	円
⑩	賃金改善所要額（⑦+⑧-⑨）	円
⑪	交付金余剰額（返還額）（①-⑩）	円
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額（⑦÷③）	円

※ ①については、別紙1により内訳を添付すること。

※ ⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。（任意の様式で可）

※ ⑧又は⑨について該当がある場合は、別紙様式5（添付資料2）を添付すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)

印

(代表者名)

介護職員処遇改善実績報告書（都道府県内事業所等一覧表）

ページ数

総ページ数

1

別紙様式5(添付書類2)

介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）

法人名		
都道府県	他都道府県事業所の介護職員の賃金改善の原資として充当した額 (別紙様式5の⑧に相当する額を記載すること)	他都道府県の事業所等が概算交付を受けた交付金を原資として改善した額 (別紙様式5の⑨に相当する額を記載すること)
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
岐阜県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	円	円

※ 本様式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。